

議案第 1 号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 川崎市行財政改革推進委員会の項の次に次の1項を加える。

川崎市民間 活用推進委 員会	公共サービスの提供における民間事業者の活力の活用に関する方針その他民間事業者の活力の活用の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	5 人 以内	学識経験者	2 年
----------------------	---	-----------	-------	-----

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

民間活用推進委員会を設置するため、この条例を制定するものである。